

令和 7 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 令 和 8 年 3 月 議 会

提 案 理 由 説 明 書

(そ の 2)

令和 8 年 3 月 6 日

議員各位には、連日慎重に御審議をいただきまして、誠に感謝にたえない次第でございます。

さて、ここに追加提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げます。

第53号議案から第60号議案までの8議案は、令和7年度の一般会計及び各特別会計の補正予算でございまして、補助事業等の事業執行に伴う精算整理を基本とし、あわせて国の補正予算に伴う補助事業その他必要経費を補正するものでございます。

まず、第53号議案の一般会計補正予算は、16億3,620万円を増額し、予算総額を546億4,240万円に補正しようとするものでございます。

増額いたします主な経費は、土木費におきましては、国の補正予算に盛り込まれた国土強靱化の推進による補助事業を活用し、市道整備など社会資本整備にかかる経費などを道路新設改良事業費、街路事業費、公園緑地整備事業費に計上しております。

その他、計上いたします主な内容でございますが、「ふるさと力向上寄附金」につきましては、本年度も皆様から多大なる御寄附をいただいております、企業版ふるさと納税などを含めた今年度の寄附金総額を45億6,230万円と見込み、頂戴しました寄附金を、一旦、基金に積み立てる経費も含め、指定いただいた使途に応じ、総務費のふるさと

力向上経費など、それぞれの経費に総額 8 億 1, 9 0 9 万円を計上しております。

また、障がい者福祉サービスなどの社会保障費及び減債基金をはじめとする各種基金への積立金等を計上しております。

一方、減額いたします主な経費につきましては、河川改良事業費の 2 億 1, 5 8 1 万円をはじめ、各事業の決算整理を基本とする減額を計上いたしております。

歳入につきましては、それぞれの事業に係ります特定財源としての国・府支出金、市債、寄附金等の精算整理とあわせ、一般財源につきましても、所要の金額を補正計上するものでございます。

繰越明許費につきましては、先に説明いたしました国の補正予算に伴い計上する事業をはじめとして、関係機関との協議・調整等に不測の日数を要したことなどによりまして、やむを得ず年度を越えて実施することとなります各事業について、令和 8 年度へ繰り越しをしようとするものでございます。

債務負担行為につきましては、コミュニティバス及びスクールバスの運行に係ります経費について、令和 8 年度当初からの計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第 2 1 4 条の規定により、予算に定めるものでございます。

次に、第 5 4 号議案から第 5 8 号議案までの 5 議案は、国民健康保険

事業特別会計ほか4特別会計の補正予算でございます。

いずれも、年度末における各事業の精算整理を基本として、歳入歳出それぞれ所要の金額を補正するものでございます。

第59号議案及び第60号議案の2議案は、亀岡財産区及び篠財産区特別会計の補正予算でございます。

いずれも、各財産区の決算見込みに基づきます精算整理を基本として、基金積立金、財産管理費等所要の金額を補正するものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ、慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。